

行政文書管理等の一層の適正化を図る取組についての概要

H30.10.19

総務部

月ヶ瀬砂防指定地内違反事案の検証を踏まえた改善策

事務執行上の課題

- 行政文書の作成・管理が県行政にとって重要であることが、職員に十分理解されていない
- 奈良県行政文書管理規則において、行政文書がどのような場合に作成しなければならないか、明確になっていない
- 聴き取り調査結果などの相手方等のある文書について、正確性を確保する措置が執られていない
- 行政文書の責任者が行うべき指導監督の具体的な内容が明確でないため、日常の行政文書管理が適切に行われていない
- 電子データの取扱いについて、ルールが明確でない
- 行政文書管理・情報公開に関して、各所属に対する総務課（法務文書課）による指導監督が十分行えていない
- 行政文書管理・情報公開に関する職員の能力向上や意識改革を図る環境が十分整備されていない

改善策

1. 行政文書管理ルールの改善と例規への位置づけ

- (1) 行政文書の適正な管理に向け、必要な例規を整備
 - ・ 行政文書管理の目的を例規に明記
 - ・ 意思決定に至る過程や、事務及び事業の実績を合理的に跡付け・検証できるように行政文書を作成しなければならない旨を明確化
 - ・ 打合せ等の記録については、内容に応じて、相手方等に確認し、その正確性を確保
- (2) 文書・電子データの管理改善に向けたオフィス改革
 - ・ 行政文書の作成・保存のルールに則って書類の総点検をし、保存文書の整理等により紙文書の総量を減らし、書棚を大幅に削減
 - ・ 行政文書の作成時期、作成者、決裁者を正確に記録するため、電子決裁システム導入の是非を検討
 - ・ 電子データ（電子メール含む）に係る、取扱いルールの明確化
- (3) 行政文書の管理責任者に係る、所掌事務の明確化
 - ・ 日常業務において行政文書の作成・保管が適正に行われるよう、各所属における行政文書の管理責任者が行うべき、指導監督の具体的な内容を明確化
- (4) その他、行政文書管理の適正化に必要な事項をルール化（例）
 - ・ 保存期間1年未満の文書の類型化
 - ・ 文書のステータスの明確化 等
- (5) ルール改善について、その内容に応じて例規に規定

2. 行政文書管理制度・情報公開制度の監理組織の強化

- (1) 法務文書課の設置【実施済】
 - ・ 平成30年度の組織改正で、総務部内に法務文書課を設置
 - ・ 行政文書管理・情報公開を所掌
- (2) 行政文書管理と情報公開を統括する総括責任者を、総務部に配置
 - ・ 各所属の行政文書管理を監督する体制の強化を図るため、総括責任者（現在は法務文書課長）を総務部に置くよう、規定を見直し
 - ・ 行政文書の総括責任者について、行政文書管理と表裏一体の関係にある情報公開についても総括責任者に位置づけ
- (3) 行政文書の作成・保管に係る、点検・監査等
 - ・ 行政文書の作成・保管が適正に行われているか、点検・監査等を行う仕組みを導入

3. 行政文書管理制度・情報公開制度に係る職員の能力向上・意識改革

- (1) 行政文書管理制度・情報公開制度に係る、マニュアル等の整備
 - ・ 行政文書管理制度・情報公開制度に係る事務を適正に行うことができるよう、その指針となる、分かりやすい職員向けのマニュアル等を整備
- (2) 職員の能力向上や意識改革を図るための環境整備
 - ・ 職責等に応じた研修の充実や、学習機会の設定等

(参考) 検証の結果

1. 砂防条例違反把握の経緯について

事実関係

- 平成23年7月1日許可期間満了
- 平成25年5月に許可期間切れ覚知
- この間、2回の現地確認で許可期間満了に気付かなかった

問題点・原因

- 奈良土木事務所では、許可に関する書類の管理・保存を適切に行っていなかった
- 砂防課では現地確認の復命書をチェックしていれば、容易に許可期間切れを認識できた

2. 捜査関係事項照会に対する回答の経緯について

事実関係

(作成の経緯)

- 砂防・災害対策課の担当課長補佐が奈良土木事務所担当職員から聴き取った記録を、回覧等せず個人の備忘録として保存
- 捜査事項照会に対し、砂防・災害対策課長と担当課長補佐とのやり取りの結果、聴き取り記録の一部を削除等して回答
- 警察に誤解を与えないように、不明瞭な内容を見直した

問題点・原因

(記録の作成)

- 聴き取り記録は、行政文書として作成・保存すべきであった
- 奈良土木事務所担当職員への確認等十分な検証もなく一部を削除等した

3. 担当職員を聴き取った際の記録に係る情報公開請求に対する対応について

事実関係

(対象行政文書の特定経緯)

- 砂防・災害対策課の情報公開請求担当者は聴き取り記録の存在を知らず、捜査事項照会への回答文書を開示文書として特定
- 当該記録は行政文書に該当しないと考え開示決定をせず、情報提供として提示

問題点・原因

(対象行政文書の特定)

- 削除等される前の記録が電子データで保存されていたが、課内で情報共有できていなかった
- 決裁を経していない文書の行政文書該当性に関する判断基準が、県庁内で十分理解できていなかった